

法務局の登記相談は 予約制となっています

福島地方法務局では、登記相談を希望される皆様に待ち時間なくご利用いただけるよう、平成28年5月9日（月）から、**県内全ての登記所窓口において**登記相談の予約を行っておりますので、下記予約申込み電話で最寄りの法務局に相談日時を予約願います。

詳細につきましては、下記予約申込み電話又は福島地方法務局ホームページ（<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/>）でご確認願います。

★相談の予約は、平日、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までです。取扱時間の異なる登記所もありますので、予約の際にご確認願います。

【予約申込み連絡先】

不動産登記部門	土地・建物	024-534-2045
法人登記部門	会社・法人	024-534-1904
相馬支局		0244-36-3414
郡山支局		024-962-4505
白河支局		0248-22-1207
若松支局		0242-27-1501
いわき支局 富岡出張所（共通）		0246-23-1729
二本松出張所		0243-22-2617
田島出張所		0241-62-0249

【お知らせ】

- 1 予約の空き時間は上記にお問い合わせ願います。また、その際、お名前・ご連絡先の電話番号及び相談の内容をお知らせ願います。
- 2 相談は、申請人ご本人又はその親族（会社等は代表者又はその社員）に限らせていただきます。関係する書類等をご持参願います。
- 3 相談時間は、20分以内とさせていただきます。
- 4 不動産登記及び会社・法人登記に関して、お客様ご自身が判断すべき法律判断を伴う相談は、お受けできません。
- 5 登記相談は、お客様が作成された登記申請書の内容を審査するものではありません。また、相談員が登記申請書及び添付書類等を「作成」することはできません。
- 6 予約時間に間に合うように、登記相談窓口までお越し願います。
なお、何のご連絡もなく、予約時間から10分以上経過してもお越しいただけない場合は、予約がキャンセルされたものとして対応させていただきます。

【登記の申請を検討されている方へ】

登記の申請は、申請人ご自身が行うほか、司法書士などの資格者代理人に委任して行うことができます。

申請人ご自身で行う場合、その種類によっては、内容が複雑なもの、多くの証明書等を必要とするもの、測量の技術を必要とするものなどがあり、相当の労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、専門家である司法書士や土地家屋調査士の資格者代理人に申請手続を委任して行うことができます。

なお、ご自身で登記の申請をされる場合で、登記の申請書の作成方法等が分からない場合は、法務局で相談に応じますが、登記申請書はご自身で作成していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

ご自身で申請される方は、次の注意事項を必ずお読みください。

- ① 登記の申請をご自身でされる場合は、ご自身で登記申請書を作成の上、必要な添付情報とともに管轄する法務局（登記所）に提出願います。
なお、登記の申請に関し不明な点があれば、お近くの法務局（登記所）で相談することができます。
登記相談は予約制としておりますので、あらかじめ電話等で相談日時を予約願います。
- ② 相談に当たっては、あらかじめ次の書類を準備されるようご協力願います。
 - ・ **不動産（土地・建物）**
登記申請の対象となる不動産の登記事項証明書（又は要約書）、登記済証（権利証）、申請に必要とされる提出書類（添付情報）
 - ・ **商業・法人（会社等）**
登記申請の対象となる会社・法人の定款等及び登記事項証明書（又は要約書）、申請に必要とされる提出書類（添付情報）

司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。